

平成 27 年度
新しい岐阜市介護予防・日常生活支援総合事業説明会 次第

日時：平成 28 年 1 月 29 日（金）

午前 9 時 30 分～午前 11 時 00 分 訪問

午後 1 時 00 分～午後 2 時 30 分 通所（利用定員 19 人以上）

午後 3 時 00 分～午後 4 時 30 分 通所（利用定員 18 人以下）

場所：岐阜県福祉農業会館 2 階大会議室

1 新しい岐阜市介護予防・日常生活支援総合事業について

（資料 1）
P 1～P 6

【説明者】岐阜市介護保険課 給付係

2 国保連合会への請求事務について

【説明者】岐阜県国民健康保険団体連合会 介護保険課

3 新総合事業の事業所指定について

（資料 2）
P 7～P 9

小規模な通所介護事業所の地域密着型サービスへの移行について

（資料 3）
P10, P11

【説明者】岐阜市介護保険課 支援係

4 その他

新しい岐阜市介護予防・日常生活支援総合事業について

～介護予防訪問介護・介護予防通所介護の新しい総合事業への移行について～

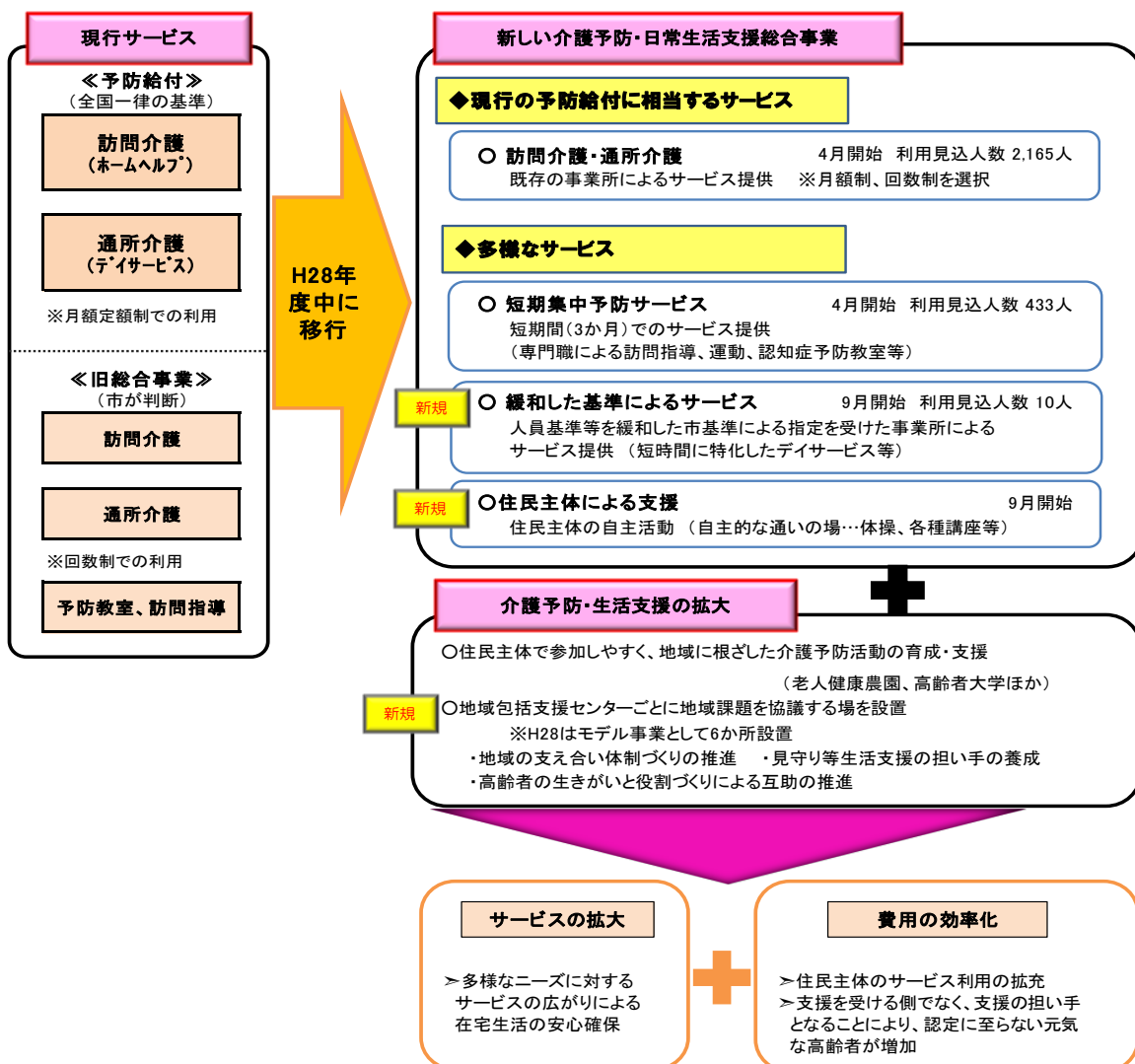
1 事業概要

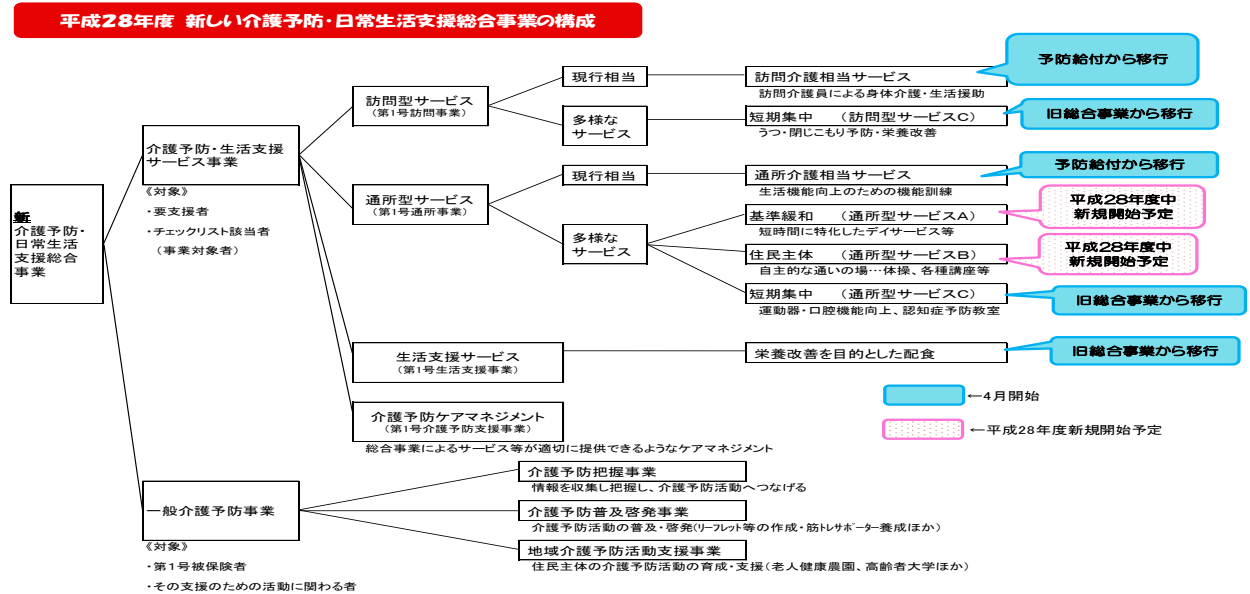
介護保険制度の改正により、今まで保険給付（予防給付）として提供されていた全国一律の「介護予防訪問介護」及び「介護予防通所介護」は、市町村が実施する新しい介護予防・日常生活支援総合事業（以下「新総合事業」といいます）の一部へ移行します。

岐阜市では、平成 28 年 4 月から新総合事業を実施する予定です。介護予防訪問介護及び介護予防通所介護と平成 25 年 9 月から実施している介護予防・日常生活支援総合事業（以下「旧総合事業」といいます）について、新総合事業へ移行します。

円滑な移行を図るため、当初は現行相当サービス等を実施し、段階的に多様なサービスを追加していきます。

- 要支援者が利用する「訪問介護」と「通所介護」について、**地域の実情に応じた取組**を行う、新しい介護予防・日常生活支援総合事業へ移行
- 介護事業所による**現行相当サービス**に加えて、NPO、民間企業、ボランティア等を活用した多様なサービスにより高齢者を支援





2 対象者及び利用手続

(1) 対象者

- ①要支援認定において「要支援」と認定された方（※1）
- ②平成 28 年 4 月以降に、基本チェックリストにより「事業対象者」と判断された方（※2）

※1 平成 28 年 4 月以降に、新規・区分変更・更新認定を受け、認定有効期間の開始年月日が、平成 28 年 4 月以降である要支援者について新総合事業の対象者となります。

認定有効期間の開始年月日が、平成 28 年 3 月 31 日までの要支援者については、次の認定更新、区分変更までは予防給付を受けることができます。

新総合事業を選択することもできます。

※2 現在二次予防事業対象者として、旧総合事業のサービスを受けている方は、平成 28 年 3 月中に移行準備として、事業対象者の確認を行います。

(2) 利用手続

要支援認定を受けてサービスを利用する流れに加えて、基本チェックリストの記入により、「事業対象者に該当する基準」に該当した方が、地域包括支援センターから介護予防ケアマネジメントを受けることを岐阜市に届け出ることでサービスを利用することができます。

新総合事業の「訪問介護」及び「通所介護」のみ利用する人は、認定を受けずに、チェックリストにより、サービス利用が可能に！

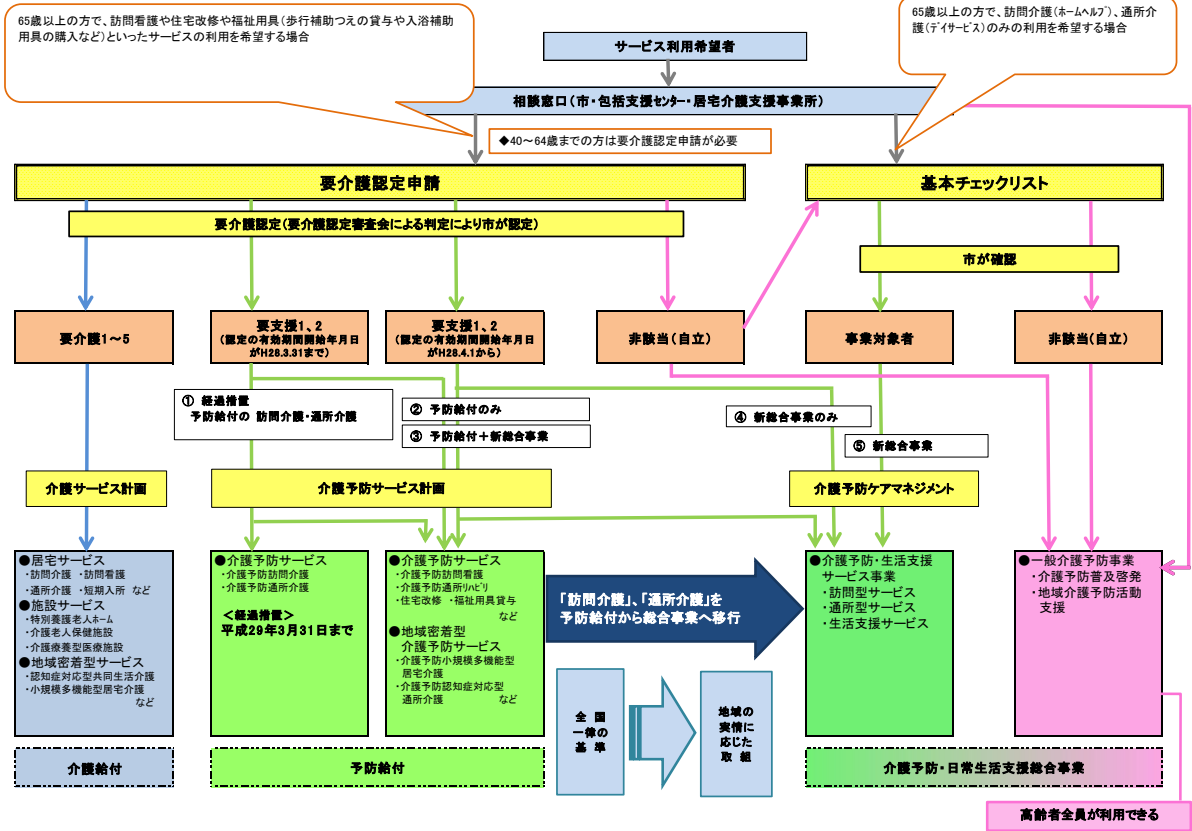
ただし以下の場合

○訪問看護、福祉用具、通所リハビリなど「訪問介護」及び「通所介護」以外のサービスを利用する場合

○第 2 号被保険者

要支援認定が必要

平成28年4月以降 介護サービスの利用の流れ



【ポイント】(以下の①～⑤は、上の図中の①～⑤に対応している)

●認定有効期間の開始年月日が、平成28年3月31日までの要支援者

- ① 新総合事業の円滑な移行を図るために、経過措置を実施する。
次の認定更新、区分変更までは、予防給付として介護予防訪問介護及び介護予防通所介護を受けることができる。
平成28年4月1日時点では手続等に変更なし

※利用者の希望があれば、経過措置期間中であっても「新総合事業」に切り替えができる。
一度「新総合事業」に切り替えた場合は経過措置期間中であっても「予防給付」に切り替えることはできない。

※旧総合事業を利用していた要支援者についても、「予防給付」「新総合事業」どちらかを選択することができる。
ただし、一度「新総合事業」を選択した場合には、経過措置期間中であっても「予防給付」に切り替えることはできない。

●認定有効期間の開始年月日が、平成28年4月1日からの要支援者

- ② 予防給付のみ必要な場合⇒介護予防サービス計画
- ③ 予防給付と新総合事業が必要な場合⇒介護予防サービス計画
- ④ 新総合事業のみ必要な場合⇒介護予防ケアマネジメント

●基本チェックリストによる事業対象者

- ⑤ 事業対象者が新総合事業が必要な場合⇒介護予防ケアマネジメント

※基本チェックリストの記入により、「事業対象者に該当する基準」に該当した方が、介護予防ケアマネジメントを受けることを岐阜市に届け出ること、「要介護状態区分等」に「事業対象者」、「認定年月日」に「チェックリスト実施日」を記載した介護保険被保険者証を交付する。

※現在二次予防事業対象者として、旧総合事業のサービスを受けている方は、平成28年3月中に移行準備として、事業対象者の確認と被保険者証の交付を行う。
この場合、チェックリスト実施日は「平成28年4月1日」と記載される。

3 新総合事業（現行相当）サービスについて

(1) 基準

現行の予防給付と同じ

(2) 1 単位あたりの単価及び単位

① 1 単位あたりの単価

現行の予防給付と同じ

訪問介護現行相当…10.42 円

通所介護現行相当…10.27 円

② 単位 ※コード表はホームページに掲載予定です

現行の予防給付と同じ（国の定める単価）

加算等も予防給付と同じ

注意

「1 回あたり単位」については、下記の表のとおり、利用回数に制限があります。

例えば、要支援 1 で、毎週 1 回通所に通いたい希望がある場合、5 回の月と 4 回の月があるため、

「1 月あたり」の単位を選択してください。

※ただし、現行の予防給付は 1 月あたりの単位設定のみであるが、新総合事業では、1 回あたりの単位も**利用者の希望により選択可**

○訪問型サービス費

サービス内容	算定項目	単位数	算定単位
訪問型サービスⅠ	事業対象者	週1回程度	1月につき
訪問型サービスⅡ	要支援1・2	週2回程度	
訪問型サービスⅢ	要支援2	週2回を超える程度	
訪問型サービスⅣ	事業対象者・要支援1・2 (1月の中で全部で4回まで)	週1回程度	1回につき
訪問型サービスⅤ	事業対象者・要支援1・2 (1月の中で全部で8回から12回まで)	週2回程度	
訪問型サービスⅥ	要支援2 (1月の中で全部で9回から12回まで)	週2回を超える程度	

○通所型サービス費

サービス内容	算定項目	単位数	算定単位
通所型サービス1	事業対象者・要支援1	1,647単位	1月につき
通所型サービス2	要支援2	3,377単位	
通所型サービス1 回数	事業対象者・要支援1 (1月の中で全部で4回まで)	378単位	1回につき
通所型サービス2 回数	要支援2 (1月の中で全部で8回まで)	389単位	

(3) 総合事業におけるサービス種類コード

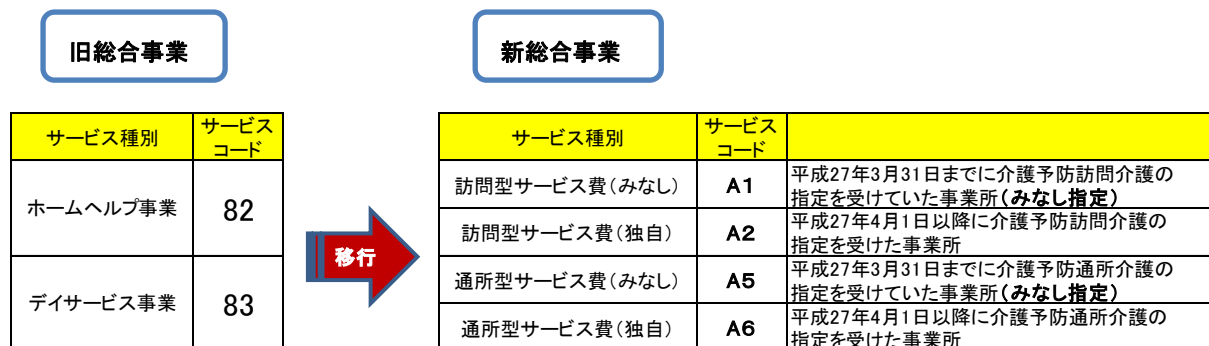
予防給付

新総合事業

サービス種別	サービスコード
介護予防訪問介護	61
介護予防通所介護	65



サービス種別	サービスコード	
訪問型サービス費(みなし)	A1	平成27年3月31日までに介護予防訪問介護の指定を受けていた事業所(みなし指定)
訪問型サービス費(独自)	A2	平成27年4月1日以降に介護予防訪問介護の指定を受けた事業所
通所型サービス費(みなし)	A5	平成27年3月31日までに介護予防通所介護の指定を受けていた事業所(みなし指定)
通所型サービス費(独自)	A6	平成27年4月1日以降に介護予防通所介護の指定を受けた事業所



(4) 実施方法

事業所指定によります。

- ①平成 27 年 3 月 31 日までに介護予防訪問介護・介護予防通所介護の指定を受けていた事業所
→平成 27 年 4 月 1 日に総合事業（現行相当サービス）の指定を受けたものとみなされる
指定有効期間は、平成 30 年 3 月 31 日まで
- ②平成 27 年 4 月 1 日から介護予防訪問介護・介護予防通所介護の指定を受けた事業所
→指定が必要。指定有効期間は、平成 30 年 3 月 31 日まで

4 利用者負担

介護給付の利用者負担と同じ（原則 1 割、一定所得以上は 2 割）

5 利用限度額

要支援 1・事業対象者 5,003 単位

要支援 2 10,473 単位

○指定事業者のサービスを利用する場合のみ、給付管理を行います。

○予防給付と総合事業（現行相当）を一体的に給付管理します。

6 高額総合サービス費

指定事業者によるサービス（現行相当）は、高額介護サービス費相当の対象となります。

高額合算サービス費相当についても同様とします。

7 住所地特例対象者への対応

新総合事業を実施していない市町村が保険者の住所地特例対象者が、岐阜市の事業所において、新総合事業（現行相当）サービスを利用した場合は、新総合事業のサービスコードで請求してください。

8 生活保護の介護扶助

今回の介護保険法の改正に合わせて、生活保護法の改正が行われ、総合事業の利用者についても介護扶助が行われます。手続きは、予防給付と同じです。

9 契約書・重要事項説明書について

新総合事業に移行することで、契約書や重要事項説明書が変更されることになります。

ただし、岐阜市では予防給付から新総合事業に移行する方で、利用内容や料金に変更がない場合は、利用者保護の視点並びに事業者の事務負担軽減の観点から、変更内容を記載した説明書に「事業者」「利用者」共に署名をしていただき、説明を行った日時、方法、対象者を明確に記した記録を残しておくという形でも可能であると考えます。

< 語句の変更例等 >

介護予防訪問介護⇒第一号訪問事業 訪問介護相当

介護予防通所介護⇒第一号通所事業 通所介護相当

介護予防サービス⇒介護予防・生活支援サービス事業

要支援者⇒要支援者及び事業対象者

平成 29 年 3 月 31 日までは、
 予防訪問介護等は経過措置で残るため、
 置き換えるというより加える形で

< 根拠法 >

第一号訪問事業…介護保険法第 115 条の 45 第 1 項第 1 号イ

第一号通所事業…介護保険法第 115 条の 45 第 1 項第 1 号ロ

10 基準を緩和したサービス（A型）について

多様な生活支援のニーズに対応するため、基準を緩和したサービス（A型）について実施を検討しています。

「通所型サービスA」については、平成 28 年度中の実施を予定しています。

基準を緩和したサービスへの意向調査（アンケート）にご協力をお願いします。

緩和が考えられる基準(案)

訪問型 サービスA	訪問介護員等の資格 (介護福祉士等) 要件緩和	無資格者に対する 研修の実施が必要	研修内容や実施方法 の検討のため平成 28 年度は実施予定なし
	機能訓練指導員、 生活相談員の 配置基準緩和	管理者との兼務や 研修の実施	
通所型 サービスA	サービス提供時間 や内容による 費用設定の見直し	送迎や入浴の 有無で 料金設定を多様化	アンケート等を参考に 平成 28 年 9 月頃の 実施を予定

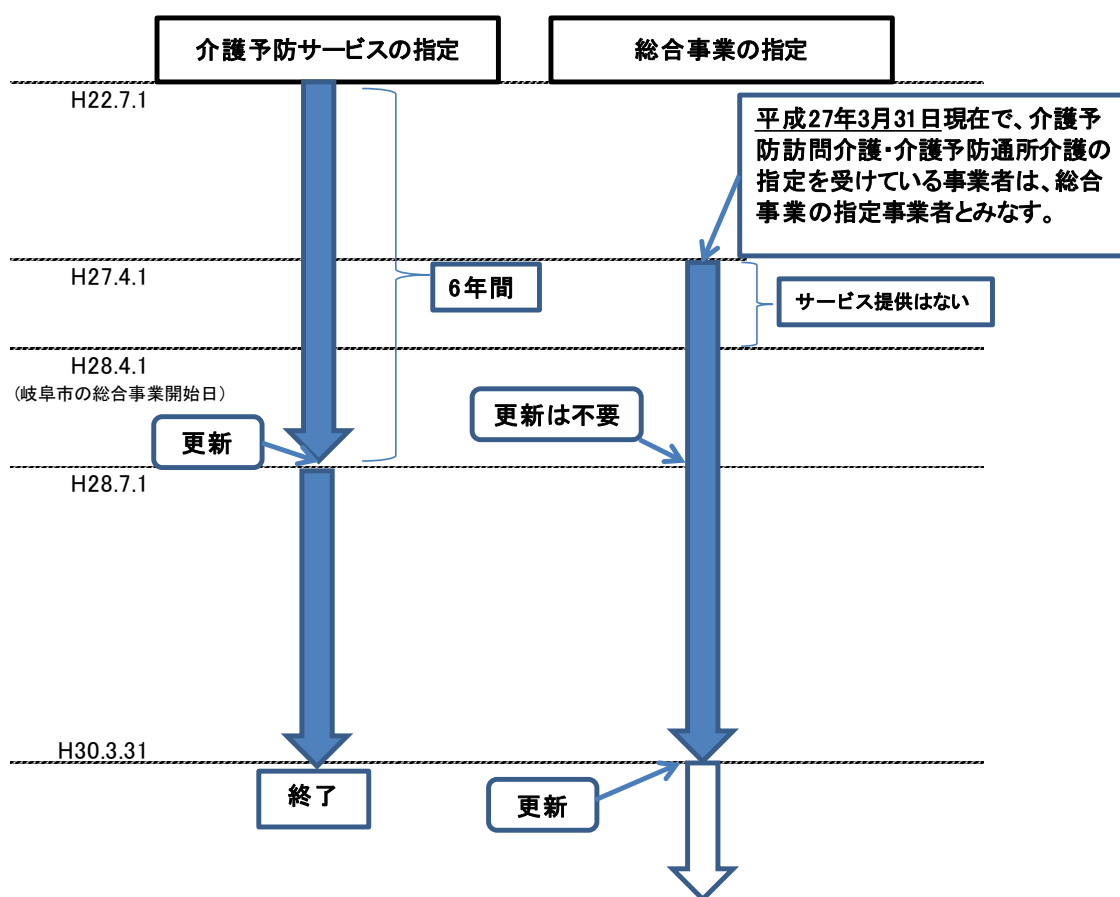
新総合事業の事業所指定について

1 みなし指定

平成 27 年 3 月 31 日現在、すでに介護予防訪問介護、介護予防通所介護の指定を受けている事業者は、新総合事業の指定を受けているものとみなされるので、新たに指定申請は必要ありません。この場合のみなし指定の期間は平成 30 年 3 月 31 日までになります。みなし指定は更新することも可能です。

注) 平成 27 年 4 月 1 日以降に、介護予防訪問介護、介護予防通所介護の指定を受けた事業者は、新総合事業を行うためには、指定申請を行う必要があります。

<例 平成22年7月1日に指定を受けた事業者 >



みなし指定の効力は、全市町村に及びます。ただし、更新を行う場合は、岐阜市の範囲内のみで効力が及ぶため、岐阜市の事業所を、岐阜市以外の市町村（A市）の被保険者が利用している場合は、岐阜市の指定更新とともにA市の指定更新が必要です。

○みなし指定の効力は、すべての事業者が、平成 30 年 3 月 31 日までです。引き続き事業を実施する場合は、必ず指定更新をしてください。

2 指定申請

新総合事業の指定基準は、現在の介護予防訪問介護、介護予防通所介護の指定基準と同等のものとなります。

新しく新総合事業を開始する事業者は、3月中旬以降、指定申請を受け付けます。（みなし指定の事業者は指定申請を行う必要はありません）

○平成 27 年 4 月 1 日以降に介護予防訪問介護、介護予防通所介護の指定を受けている事業者が新たに新総合事業を開始したい場合は、指定申請書と付表の提出のみで、申請を受理します。

平成 28 年 4 月 1 日以降に、新たに新総合事業の指定を受ける場合は、添付書類の省略はできませんが、指定訪問介護又は、指定通所介護と同時に新総合事業の指定申請をする場合は、省略を可とします。

3 運営規程等

新総合事業を開始する事業所は、運営規程や重要事項説明書を別途、定めてください。運営規程に定める内容は、要綱で定める予定ですが、

（訪問介護）

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定訪問介護相当サービスの内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) 緊急時等における対応方法
- (7) 苦情を処理するために講ずる措置の概要
- (8) その他事業の運営に関する重要事項

（通所介護）

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定通所介護相当サービスの利用定員
- (5) 指定通所介護相当サービスの内容及び利用料その他の費用の額
- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) サービスの利用に当たっての留意事項

- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 苦情を処理するために講ずる措置の概要
- (11) その他運営に関する重要事項

といったものを予定しています。（介護予防事業と同等のものです）
介護予防サービスの運営規程をベースに作成することが想定されます。

4 変更等の届出

指定申請の様式を含め、変更届などの各種届出の様式は、岐阜市ホームページに掲載します。
その他の新総合事業に関する情報も、今後随時掲載していきますので、ご確認ください。

岐阜市ホームページ

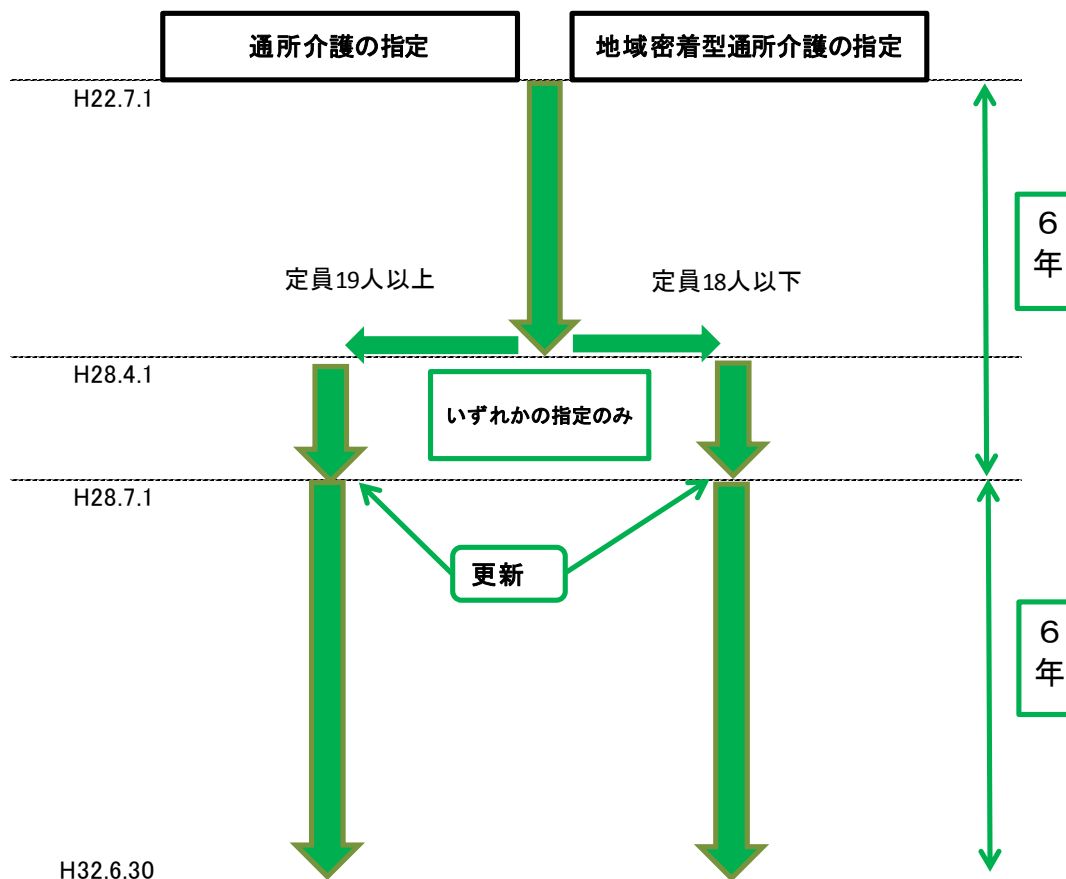
組織別索引→福祉部→介護保険課→事業者の皆様へ→新しい介護予防・日常生活支援総合事業

<http://www.city.gifu.lg.jp/26078.htm>

小規模な通所介護事業所の地域密着型サービスへの移行について

平成 28 年 4 月 1 日から、小規模な通所介護事業所は地域密着型サービスに移行します。
 利用定員 18 人以下の事業所が対象になりますが、現在届出を受けている定員で判断すること
 となっていますので、事業所が手続きを行う必要はありません。

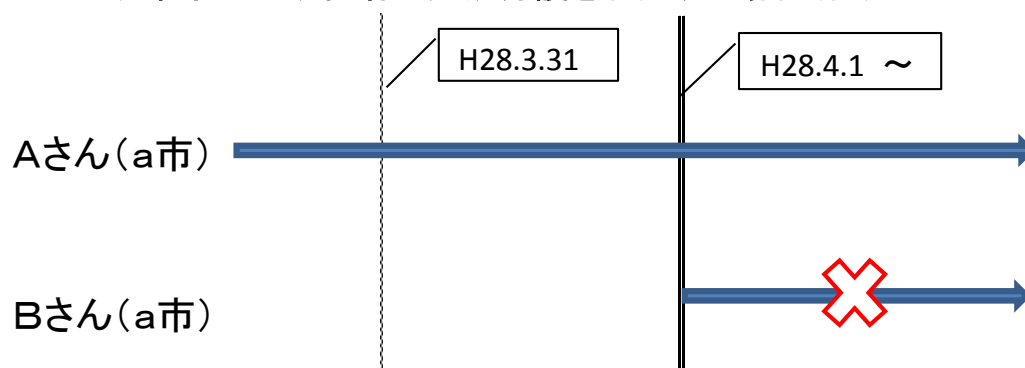
〈例 平成22年7月1日に指定を受けた事業者〉



注) 地域密着型サービスに移行した場合の指定の有効期間は、改正前の通所介護の指定を受けた日から 6 年経過した日となります。

○地域密着型サービスは、原則として、岐阜市の被保険者である者しか使用できません。ただし、平成 28 年 3 月 31 日において、岐阜市以外の被保険者が利用している（利用契約がある）場合は、当該地の市町村の長からの指定を受けたものとみなすこととなります。現在の指定の有効期間の満了日以降は、利用者に岐阜市以外の被保険者がいる場合は、それぞれ当該市町村に更新申請を行う必要があります。

岐阜市以外の市町村（a市）の被保険者である人が
岐阜市の地域密着型通所介護を利用する場合（例）



※ a市の被保険者であるAさんは、平成28年3月31日において、通所介護事業所を利用しているため、地域密着型サービスに移行した後も引き続き利用できる。

同じa市の被保険者であるBさんが、新たに平成28年4月1日以降、利用を始めたいときは、事業所は改めてa市の指定を受ける必要がある。

現在、利用定員18人以下である通所介護事業所が引き続き居宅サービスの通所介護として事業を行う場合（地域密着型サービスに移行しない場合）は、平成28年3月31日までに利用定員を19人以上に変更し、岐阜市に届け出なければなりません。面積等の要件を確認する必要があるため、定員変更を行う事業者は、必ず平成28年2月28日までに岐阜市に事前相談を行ったうえで、変更届を提出してください。

平成28年4月1日以降、定員を18人以下から19人以上に変更する場合は、地域密着型サービスの事業所を廃止し、改めて、居宅サービスの指定を受ける必要があります。

岐阜市ホームページ

組織別索引→福祉部→介護保険課→事業者の皆様へ→制度改正について→平成28年度制度改正について→地域密着型通所介護について

<http://www.city.gifu.lg.jp/26080.htm>